

教育厚生常任委員会 会議録

期日：令和4年8月18日（木）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市教育厚生常任委員会会議録

日 時 令和4年8月18日（木曜日） 午前10時38分 ～ 午前10時58分

会 場 第1委員会室

出席委員（7人）

委員長	大 山 利 吉	副委員長	戸 嶋 貴美子
委 員	挽 野 利 恵	委 員	石 塚 柏
委 員	渡 邊 秀 俊	委 員	金 谷 道 男
委 員	後 藤 健		

欠席委員等（1人）

委 員 佐 藤 隆 盛

説明のため出席した者

教 育 長	伊 藤 雅 己	教育委員会事務局長	築 地 高
教育委員会事務局次長兼施設管理課長	讃 岐 敬 司	生涯学習課長	八 嶋 洋 晃
生涯学習課参事	高 山 知 洋	施設管理課副主幹	藤 田 晶 子

議会事務局職員出席者

議事班主幹	佐 藤 和 人	議事班主任	小山田 竜 司
-------	---------	-------	---------

案件

（1）議案第80号「四ツ屋公民館改築事業建築工事請負契約の締結について」

午前10時38分 開 会

○委員長（大山利吉） 本日は大変ご多用のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。
ございます。

それでは、ただいまより教育厚生常任委員会を開会いたします。

欠席の届け出が、4番佐藤隆盛委員よりありますので、ご報告いたします。

当委員会に付託されました案件につきましては、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、毎回のことですが、正確な会議録作成のため、発言はマイクにスイッチを入れてからお願いをいたします。

それでは、審査に入ります。

議案第80号「四ツ屋公民館改築事業建築工事請負契約の締結について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。八嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（八嶋洋晃） 生涯学習課の八嶋です。よろしく願いいたします。

はじめに、本日同席しております職員の紹介をさせていただきたいと思っております。教育委員会事務局次長兼施設管理課長の讃岐でございます。同じく施設管理課副主幹の藤田でございます。それから生涯学習課参事の高山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

早速ですけれども、資料ナンバー1「議案書」の6ページをご覧願います。

議案第80号「四ツ屋公民館改築事業建築工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

この四ツ屋公民館改築事業につきましては、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の3本に分離して発注することにしております。

本案件は、建築工事についてでありまして、条件付き一般競争入札を行った結果、契約金額3億4,650万円で佐々木組・荒屋鋪^{しき}建設特定建設工事共同企業体が落札したことから、工事請負契約を締結するため、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

なお、本案件について、今般の社会情勢に鑑みまして、今後の建築資材の納品の遅れなども想定されるため、早期に工事を発注したいと考えておりまして、本定例会初日に議決をお願いするものであります。

それでは、本案件の工事内容について、ご説明申し上げます。

議案書とは別に配付しております、資料の方をご覧願います。

表題は「令和4年第3回大仙市議会定例会 教育厚生常任委員会資料 議案第80号 四ツ屋公民館改築事業建築工事請負契約の締結について」であります。

表紙の方をめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

建築工事の概要につきましては、番号の1番から4番は議案書で説明したとおりとなっております。5番の工期につきましては、契約を締結した日の翌日から、令和5年8月10日までとなっております。6番の主な工事概要につきましては、(1)建設予定地は「大仙市四ツ屋字西下瀬地内」であります。敷地面積は2,504.76平米、都市計画区域内で、防火地域の指定はありません。

次に、(2)計画施設等の概要ですけれども、1番、新公民館施設の構造は鉄骨造、2番の階数は平屋建て、3番の建物の延床面積は849.23平米、建築面積は956.79平米となっております。4番、施設内の概要以降につきましては、この後、5ページの平面図を用いてご説明させていただきたいと思っております。

次に、2ページの方をお開き願います。

こちらは、全体事業のスケジュールとなります。

工程表一番左の事業内容の欄に、業務委託として1番から5番まで、その下、改築工事分として6番から8番までの項目を記載しております。

今次定例会において議決のお願いをしておりますのは、その中ほどになります、建築工事の項目6番、建築工事になりますが、建築工事の本契約の後、その下7番の電気設備工事及び8番の機械設備工事の発注を予定しておりまして、建築工事と同様に令和5年8月10日までの工期としております。

工程表の一番下の備考欄の方をご覧願います。

建築・電気・機械工事すべて完成後に、黄色で塗りつぶした部分となりますけれども、約1カ月半かけて開設準備、引っ越し作業等となりますけれども、開設準備の方をして、令和5年10月1日の供用開始を予定しております。

なお、施設を供用開始後は、既存施設の解体、それから外構工事に着手することとなっておりますけれども、令和6年10月1日のグランドオープンを目指して事業の方を進めてまいりたいと考えております。

次に、3ページをお願いいたします。

こちらの資料は、6月の定例会でもご説明させていただきましたけれども、現在の公民館と新公民館を記した配置図となっております。現在の公民館をピンク色、それから新たな公民館、新公民館の方を黄色で色分けしてお示ししております。

次に、4ページをお開き願います。

こちらは移転改築後における配置図となります。

図の中心部より上の方が、上部の方が今般の改築工事に係る部分となりまして、中心部より下にある駐車スペース、緑地帯につきましては、既存施設の解体後の外構工事として来年度以降の実施を予定しているものでございます。新公民館周りの付帯外構工事ですけれども、施設周りを舗装いたしまして、図面左、東方向となりますけれども、左側に身体障害者用の駐車スペース2台分を確保いたします。また、同じく東側、キュービクルと自家発電装置用の格納庫も本体工事と併せて整備いたします。図面反対側、建物右の西側となりますけれども、西側の方は緑地帯として整備する予定であります。

次に、5ページの方をご覧願います。

こちらは、新四ツ屋公民館の平面図となります。

施設内の詳細につきましても、6月定例会において説明させていただきましたので、特徴的な部分を改めて説明させていただきたいと思っております。施設には事務室、研修室2室、調理実習室、小会議室、多目的研修室、男女トイレ、多目的トイレ、放課後児童クラブ室を配置しております。その内、施設の左側の上段となりますけれども、調理実習室とその右隣の研修室2室は、移動式の間仕切りにすることで、イベント時には1室として利用も可能となっております。

次に、施設の左側の下段となりますけれども、小会議室は設置が容易な置き敷き畳として、目的に合わせて洋室と和室どちらでも選択可能としております。

次に、図面向かって右側となりますけれども、多目的研修室ですが、こちらは体育館機能を有する研修室でありまして、天井の高さを約7メートルとして開放的な空間を確保しております。9人制バレーボール、バドミントンコートを各1面、それからミニバスケットボールの練習場としても利用可能となっております。

次に、6ページをご覧ください。

新四ツ屋公民館の立面図であります。

一番高いところ、多目的研修室、体育館ですけれども、その部分となりますが、地面から屋根までの高さは約7.5メートルとなっております。

次の7ページは、新四ツ屋公民館全景を上部からイメージした鳥瞰図ちょうかんとなっております。図面奥側の黒色の屋根をした建物が新四ツ屋公民館のイメージとなっております。

最後になりますけれども、8ページ及び9ページですが、施設内部のうち、研修室と、それから体育館機能を有した多目的研修室のイメージ図となります。

当事業につきましては、今後も地域住民と意見交換しながら、誰もが利用しやすい施設となることを目指しまして整備の方を進めてまいりたいと考えております。

以上、四ツ屋公民館改築事業建築工事請負契約の締結に関する説明を申し述べました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大山利吉） ありがとうございます。

説明が終了いたしました。ただいまの説明に対しまして質疑がございましたらお願いいたします。石塚委員。

○委員（石塚 柏） 建物の設計の基本的な面積、それから基本的な機能というあたりをお尋ねしたいんですけど、例えば、体育館施設を付けるところというのは地区住民関係、地区住民利用者が何千人以上だとかですね、一つの間安っていう、全てこういうような公民館建てる時に全てオリジナルでその時よーいドンで費用設定する。それから会議室だ、談話室だ、いろんなスペース設けるわけですけれども、こういった場合の、先ほど申し上げたように何千人以上であればこういうようなタイプの施設。大まかなその費用設定の考え方ってというのはどういう基準って言えばいいのか、どういったもので決められてるのか、ちょっといいかげんな質問かもしれないですけど、申し訳ない。何度もこれを見てるんですけど、漫然と考えて、まあ支持してたんですけど、お役所さんですから、ちゃんとした基準なり考えがあってね、設計されてると思いますので、今後のことでもありますので、もしおありでしたら教えていただけませんか。

○委員長（大山利吉） 八嶋課長。

○生涯学習課長（八嶋洋晃） 今ご質問ありました件なんですけれども、人口何千人以上に対してはこういう基準とか、そういう基準に関しては定めておりませんのであれなんですけれども、基本的には地域住民と何度か意見交換をしながら、情報共有を図りなが

ら、地域住民の要望に応える形で、例えば研修施設だとか体育館は絶対必要だとかという要望に応える形で設計の方を組んでいくこととしております。それで、今の施設にある施設の、その例えば研修室とか談話室とか、そういう部分は必ずしも必要だというわけではないと思うので、そういうところは住民の気持ちとかご意見の方を聞きながら必要最小限の部分で抑えていくというところ当然あるんですけども、動線の方を確保しながらコンパクトに必要な部分を設計で組み入れていくという検討をしております。

○委員長（大山利吉） 石塚委員。

○委員（石塚 柏） ちょっと具体的な話で申し訳ないね。花館地区で公民館の予定がうわさされております。今のご答弁によればね、やっぱり地区でね、よく考えて、これとこれとこれは絶対欲しいんだというようなまとまりが大事。あまり運動なんて言い方にはしたくないんだけど、まとまり具合によってね、影響されることがあり得るんだと。ちょっと答弁しづらいかもしれないですけど、そういうふうを受け止めていいわけですか。

○委員長（大山利吉） 八嶋課長。

○生涯学習課長（八嶋洋晃） 花館公民館に関しましても、これから地域住民の方と建築に向けていろいろこう説明会なり意見交換なりしていくことになりますけれども、当然、構造上必要であると、どうしても必要であるというところの意見はこちらの方でお受けしまして、そうした中では、実際のところ予算の関係もあると思うんですけども、しっかりとそういうところを受け止めながら、効率のいい施設といいますか、防災拠点施設というところも加味しながら、施設の方の設計の方を組み上げていきたいと考えております。

○委員長（大山利吉） 石塚委員。

○委員（石塚 柏） ありがとうございます。以上でございます。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） 素人考えだどもすよ、大雪地帯にあってこれ見れば、屋根平らなんだ。大丈夫なんだが。たいがい何年がせば、雨漏り・しが漏り出てくるとも、対策は大丈夫だすべな。4億かけて3年経ったっけ雨漏りしたどがしが漏りしたどがないようにしてもらいたい。

○委員長（大山利吉） 八嶋課長。

○生涯学習課長（八嶋洋晃） 屋根に関しましては当然、雪国仕様といたしますか、そういうところで、積雪何メートルというところも設計の方に入っております、実際建築することになると思うんですけども、例えば3年後に屋根が傷んできたとか、というところに関しましては、そういう部材、極力こう強い部材を使いながらというところで進めてまいりたいと思うんですけども、基本的にはその無落雪の屋根で建設予定としておりまして、平らな屋根になりますけれども、そうしたところ、積雪の高さは2メートルまでは耐えられると、屋根のというところではあるんですけど、当然、大雪の年とかもあることですので、そうした状況を逐一こう見ながら屋根の雪下ろし等は必要になってくるのかなと今考えておるところでございます。

○委員長（大山利吉） 渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） たいがいの住宅でも2メートルの雪に耐えられるといいながらも、2メートルまで黙っていれねんだよな。その前に雪下ろしやるんだ。んだがらここら辺の人は雪の捨て場どがなんかについても考慮していただきたいなと思います。

○委員長（大山利吉） 八嶋課長。

○生涯学習課長（八嶋洋晃） 先ほどお話したとおり、やはりその年によって積雪の状況等、雪の質とかも違うと思いますので、そこは館長と連絡を取り合いながら対応してまいりたいと考えます。よろしく申し上げます。

○委員長（大山利吉） 渡邊委員、よろしいですか。

○委員（渡邊秀俊） はい。

○委員長（大山利吉） ほかにございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ないようですので、ここで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（大山利吉） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は、終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大山利吉） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上をもちまして、教育厚生常任委員会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

午前10時58分 閉 会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

教育厚生常任委員会委員長 大山利吉